

# 令和8年度 長野県広報紙「県からのたより」編集・印刷・発送業務委託仕様案

## 1 概要

### (1) 目的・ねらい

- ・県民ニーズの高い、生活に密着したお知らせ（支援策、補助金、行事、イベント等）を中心に扱う広報紙を発行する。
- ・県民に広く配布され、認知も獲得している市町村広報紙（誌）への掲載・折込を毎月行うことで、情報を県民に確実に届ける。（掲載・折込を行えない市町村では、新聞折込・集合住宅ポスティングにより配布）

### (2) 現状の課題

- ・県民が知りたい情報として、「県の行事や催し物などのお知らせ」（38.3%）、「各種申請や事務手続きの方法」（34.4%）等、生活に密着した内容が多くなっている。※R6-3 県政アンケート調査より
- ・R2～R7 年度の広報紙は、県民の意識・行動変容を促す内容を中心に年2回発行しているが、生活に密着した内容は紙面の一部掲載に限られている。

## 2 業務内容

### (1) 紙面の編集

- ・以下の仕様を踏まえた長野県広報紙「県からのたより」の企画編集。

#### 【規格】

A4判 縦1枚（両面、フルカラー）

#### 【紙面の編集】

毎月1回（令和8年度は、10月分から翌5月分までの8か月分）、紙面を編集することとし、発行月の前々月の25日までに完成原稿をデータで納品すること。（5月号であれば3月25日までに納品）

#### 【紙面内容】

##### ア 全体

- ・タイトルはR2～R7年度の広報紙と同じ「長野県広報紙 県からのたより」とする（タイトルデザインも踏襲する）。
- ・デザインフォーマットは各月で共通。
- ・後にA4判 縦1ページ/A5判 横1ページのデータを作成するため、そのことを前提に破綻のない紙面構成とする。

- ・文字はユニバーサルデザインフォントを使用し、配色はカラーユニバーサルデザインに配慮。
- ・校正は、初校→再校→念校の3回。

## イ 表面

- ・内容は、イベントやキャンペーンの告知、県民生活に特に関係するお知らせや啓発等<sup>※</sup>を8項目ほど扱うものとし、毎月、県が提供する原稿データ（写真を含む）をもとにデザイン・レイアウトを整えること。

※長野県広報紙 県からのたより 令和8年（2026年）No.1の4ページ目参照

## ウ 裏面

- ・内容は、県民の意識・行動変容や県政への理解を促すテーマ<sup>※</sup>を1項目ほど扱うものとし、委託者（県）から提示されたテーマ（防災、ゼロカーボン、公共交通の利用促進など）について、訴求力のある紙面を企画・構成すること。

ただし、発行月によっては表面同様、お知らせや啓発等を扱う場合がある。

※長野県広報紙 県からのたより 令和8年（2026年）No.1の1～3ページ目参照

## 【配布方法】

- (ア) 市町村広報紙（誌）への掲載
- (イ) 市町村広報紙（誌）への折込
- (ウ) 新聞折込・集合住宅ポスティング ※(ア)及び(イ)の方法が難しい場合  
→ いずれの方法も、本業務とは別に県が市町村又は配布業者と契約

## (2) 市町村提供用データの作成・納品

- ・「市町村広報紙（誌）への掲載」を行う市町村向けの入稿データの作成。
- ・作成したデータは、指定日までに委託者（県）へ一括納品。
- ・データの規格は、以下の要素を掛け合わせた12パターン。

### 【サイズ】

A4判 縦1ページ/A5判 横1ページ の2パターン

A4



A5



(A4判表面の上半分を抽出)

### 【色】

フルカラー/2色/モノクロ の3パターン

### 【ファイル形式】

PDF／ai の2パターン

### (3) 印刷業務

- ・「2 業務内容 (1) 紙面の編集」で制作した紙面の印刷。
- ・印刷物の規格は以下のとおり。

#### 【仕上規格】

A 4 判、両面印刷、折りなし

#### 【製作部数 (見込)】

- ・600,000 部／月 (うち 2,400 部は広報紙右上に「回覧」と表示すること)
- ・令和 8 年度は、10 月分から翌 4 月分までの 7 か月分を印刷することとし、「2 業務内容(4) 発送業務」に示す納入時期に対応できるよう印刷する。

#### 【刷色】

フルカラー

#### 【用紙】

マットで、白がすっきりしており、透けが少ない紙が希望。

#### 【色校正】

2 回

### (4) 発送業務

- ・「2 業務内容 (3) 印刷業務」で印刷した広報紙を、県が指定する場所・日時までに納入する。
- ・令和 8 年度は、10 月分から翌 4 月分までの 7 か月分を発送する。
- ・納入の目安は以下のとおりだが、月により変動する場合が想定されるため、実際の内容は協議の上で決定する。

【市役所・町村役場】※一部、市町村が委託している広報紙配布業者へ納入すること。

部数：355,000 部

締日：発行月の前月 15 日 (4 月号であれば 3 月 15 日までに納入)

### 【新聞折込センター】

部数：160,000部

締日：発行月の前月25日

### 【集合住宅ポスティングセンター】

部数：85,000部

締日：発行月の前月25日

## 3 留意事項

- ・本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。  
なお、本業務で制作した制作物については、県公式ホームページや県のYouTubeアカウント等、委託者での二次利用を想定しているため、制作段階で、委託者が二次利用できることを考慮して制作すること。万が一、委託者での二次利用ができない制作物がある場合は、その理由などを委託者へ説明し、委託者と協議の上業務を進めること。
- ・委託者（県）による成果品の二次利用（長野県公式ホームページへの掲載、長野県LINE公式アカウントでの配信等）を考慮すること
- ・制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。